

## 第6号 グリーングリーンズ川越

編集人  
川口けいすけ

日毎に秋の気配を感じるようになり、皆様にはすっかりご無沙汰いたしております f^~; つい、日常に追われて間が開いてしまいましたが、何と！創刊号から1年が経ちました。2年目はペースをあげて、他では取り上げない情報をどんどん取り上げ、提案していきたいと思います。

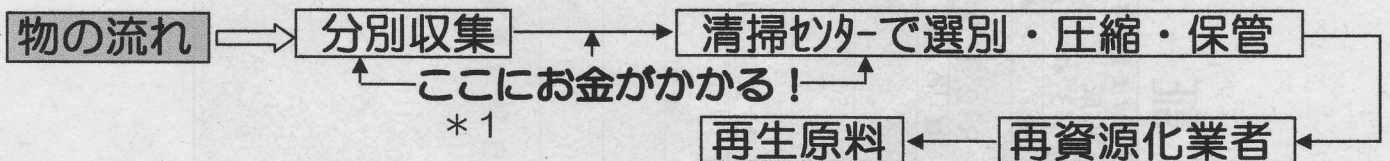
## 10月1日からプラスチックごみの分別収集スタート！

川越市でもようやくプラスチックごみの分別収集が始まります。多少手間は増えますが、「ごみの分別」というより、「資源の回収」という意識で、あたりまえに取り組みたいですね！

| 分け方   | 基本的に、  このマークの付いているものが分別の対象 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象外の物 | 例えば、おもちゃ/バケツ/ビデオテープ/歯ブラシ/プリンターなど商品そのもの。これらは大きさにより可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみに分ける。                                        |
| 例外    | ペットボトル！= これまで同様、缶と一緒に出す。                                                                                    |

\* 詳細は広報川越9月10日号に挟まっていたごみの出し方の冊子をご覧ください。

## プラスチックごみのリサイクル



\*1 再資源化に必要な費用の7割が、この部分の費用だといわれている。

## プラスチックごみのリサイクルの問題点

- ① 指定通りに分別がされない。→ リサイクル出来ない。
- ② より細かく分別しなければ、限られた用途にしか再利用出来ない。
- ③ リサイクルが進めば進むほど、自治体の費用負担が増える。
- ④ メーカーの費用負担率が少ないため、ごみの発生抑制に力が注がれない。

## 容器包装リサイクル法

家庭から出るごみの容積比のおよそ60%が「容器」と「包装」です。

こうした容器包装廃棄物を資源へと甦らせるためにできた法律です。

しかし、メーカーの費用負担率が低いため、一番重要だとしている「製造段階でごみが出ないようにするなどの企業努力」を促す動機付けにはなっていない。そればかりか、大きな費用負担を強いられた自治体の財政を圧迫することになってしまった。

現在、全国の自治体でリサイクルよりもリデュース（発生抑制）に力をいれ、拡大生産者責任を徹底し、企業努力を促すような法律になるよう、容器包装リサイクル法の改正に向けた動きが広がっている。